

## 答申の概要（条例第5条第1項該当性の有無）〔令3-3〕

### 第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、当該内容を特定することができないことから、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項にいうヘイトスピーチに該当する表現活動が行われたか否かを判断することができない。

### 記

インターネット上の投稿サイト「Facebook」（<https://www.facebook.com/>。以下「本件サイト」という。）において、令和3年11月に行われたとされるコメント及び第三者の投稿を引用して行われたコメント

### 第2 結論に至った理由

#### 1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

##### (1) 申出人

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）の意見は、条例第9条第2項に基づき提出された令和4年6月30日付けの意見書及び条例第9条第3項に基づき行われた口頭での意見陳述から、概ね次のとおりである。

- ・在日韓国・朝鮮人を、自分の意思を持たず指示通りに動く物に例える表現等について原資料はないが、申出人の知人とのインターネット上の特定のグループやコミュニティのメンバーだけが参加できる、プライベートなソーシャルネットワークサービスである「LINE」（以下「LINE」という。）の履歴上で、コメントは残っている。
- ・本件表現活動は、本件サイトにおいて投稿されたものであり、全世界から見ることが可能である。当然大阪市民の誰もが見ることができる状態に置かれたものであるから、大阪市の区域内で行われた表現活動と言える。
- ・仮に本件表現活動が、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかでないとしても、大阪市民である申出人の反論に対して、コメントを書いただけでなく、申出人の投稿を添付してコメントを書き込むのは、大阪市民に関するものであることが明らかである。
- ・「在日朝鮮人」が、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人により構成される集団（「特定人等」）にあたることは明らかである。

- その在日朝鮮人を、自分の意思を持たず指示通りに動く物に例えて表現するのは、特定人等を相当程度侮辱し又は誹謗中傷するものである。そして、在日朝鮮人が多く通う「朝鮮学校の生徒」を同様に表現するのも、同じく特定人等を相当程度侮辱し又は誹謗中傷するものである。
- ・さらに、在日朝鮮人であり朝鮮学校出身の申出人に対するコメントは、申出人を人間ではなく虫のように扱う侮辱行為や人を物のように扱って蔑む侮辱行為である。
  - ・加えて、日本と政治的対立関係にある国の指示通りに動くかのように表現することで、在日朝鮮人に対する敵対心、憎悪、差別意識、暴力等を煽る行為であり、これをきっかけに学校への襲撃や集住地区への放火等のヘイトクライムが起こるのではないかという脅威を感じさせるものである。
  - ・最近でも、インターネット上の投稿を見て差別意識等を煽られた者により、在日朝鮮人が通う学校への襲撃や集住地区への放火事件が相次いでいる。これらのニュースを見て、申出人を含めた在日朝鮮人は、本件表現活動のような書き込みが少しでもあれば、今度は自分がやられるのではないかと非常に大きな脅威を感じる。
  - ・このように、常にヘイトスピーチと、それによって引き起こされるヘイトクライムに怯えて暮らさざるを得ない在日朝鮮人の心境を少しでもくみ取っていただき、妥当な判断をされるようお願いする。
  - ・朝鮮学校の問題について触れている中で行った反論に対して、申出人へのコメントは、朝鮮人全体、朝鮮学校出身者全体についてすごく蔑んでいるものである。

## (2) 本件表現活動を行ったもの

本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）に対する条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会の付与をすべく、本件表現活動者と思われるもの（以下「本件関係者」という。）に相当の期間を与えて、意見提出等の機会を付与する旨の通知を行い、併せて、本件関係者からの申立てがあれば、条例第9条第3項に基づき口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したところ、本件関係者より、同人が本件表現活動者であることを否定する回答があり、両者の同一性は判明しなかった。

さらに本件に関し、このほかには本件表現活動者の所在の特定に資するような情報も見当たらないことから、本件表現活動者については、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

## 2 本件表現活動の条例第5条第1項の該当性について

### (1) 本件表現活動の概観

本件表現活動は、本件表現活動者が、本件サイトの自身のアカウント名により、フォローする知人の投稿に対して行った下記アないしウのコメント（以下「本件コメント」という。）から構成されている。

ア 自分の意思を持たず、指示通りに動く物に例えた、在日韓国・朝鮮人に対するコメント

イ 申出人に対するコメント

ウ 上記イとは異なる、申出人に対するコメント

また、本件コメントは、本件サイトで視聴できない状態になっていることが、令和4年11月30日の時点で大阪市長の補助組織である大阪市市民局により確認されている。

### (2) (1)アの条例第5条第1項の該当性について

申出人と知人とのLINEでのやりとりの履歴上で、表現活動者が当該コメントを投稿したとの記載があるのみであり、実際にそのような投稿が行われたことを確認できる証拠となり得る資料が存在しないことから、当該コメントが実際に投稿されたと認めることができない。

### (3) (1)イ及びウの条例第5条第1項の該当性について

本件表現活動者が当該コメントを投稿したことを確認できるが、本件表現活動者自身のページに投稿したのか、あるいは、第三者の投稿に対してコメントとして投稿したのか等、当該コメントを投稿した場所を特定することができず、また、投稿した日時も特定することができない。

### (4) 小括

したがって、本件表現活動は特定することができないことから、条例第5条第1項にいうヘイトスピーチに該当する表現活動が行われたか否かを判断することができない。

## 3 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和3年度 令3-3

年 月 日	経 過
令和 3年 12月 24日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 3年 12月 24日	調査審議（論点整理）
令和 4年 4月 25日	調査審議（論点整理）
令和 4年 6月 6日	調査審議（論点整理）
令和 4年 6月 30日	申出人から意見書の提出
令和 4年 8月 19日	調査審議（論点整理）
令和 4年 9月 14日	申出人口頭意見陳述
令和 4年 10月 20日	調査審議（論点整理）
令和 4年 10月 24日	調査審議（論点整理）
令和 4年 11月 30日	追加諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 6年 3月 6日	調査審議（論点整理）
令和 6年 3月 18日	調査審議（論点整理）
令和 6年 4月 24日	調査審議（答申案）
令和 6年 5月 8日	調査審議（答申案）
令和 6年 5月 16日	答申（条例第5条第1項該当性等の有無）